

公費負担による医療証（受給者証）をお持ちの方へ

組合員又は被扶養者が、県や市町などの地方公共団体から医療証（受給者証）の交付又は継続により、医療機関等の窓口負担の全額又は一部が免除される場合は、重複給付を避けるために附加給付等の給付を停止しています。届出が遅れると、附加給付等を返金していただくことになりますので、医療証（受給者証）をお持ちの方は、共済組合まで届出をお願いします。

また、医療証（受給者証）の継続申請を行わない等、受給資格を喪失した場合も届出をお願いします。

届出対象となる医療証（受給者証）・医療費助成制度の例

- ・ 障 医療費受給者証
- ・ こども医療費受給者証（県外居住者のみ）
- ・ ひとり親家庭等医療費受給資格証

※上記以外の公費負担による医療費助成制度を受けている場合も届出をお願いします。



提出書類

医療費助成制度（適用・非適用）届出書（石川支部ホームページよりダウンロード可）

<https://www.kouritu.or.jp/ishikawa/tetsuduki/kyosai/yoshiki/>

トップページ ▶ 石川支部について：諸用紙ダウンロード ▶ 医療費助成制度（適用・非適用）届出書

添付書類

適用（新規・継続）となった場合：今年度交付された医療証（受給者証）の写し

適用停止（受給資格喪失）となった場合：停止に関する通知文の写し

住宅関連の貸付け、教育貸付けを返済中の皆さまへ

募集期間
令和7年10月～11月

団信に入りそびれたあなた！
年1度の「もしも」に備えるチャンスです!!
今からでも間に合います！

住宅貸付けなどの返済は、長期間にわたります。返済中に想定されるリスクは、できる限り回避したいものです。

「**だんしん**」と「**債務返済支援保険**」は、借受人の方やご家族の返済中の安心をサポートします。

万ーのために

対象貸付けの借受人のうち、すでに**約8割の方**が加入されています。（令和6年度末時点）

だんしん とは

団体信用生命保険のことで、借受人の方が、貸付金の償還途中に万ー死亡したり、**所定の障害状態**となったりした場合に、**貸付金残高（債務）相当額が保険金として支払われる制度**です。

債務返済支援保険 とは

借受人の方が、返済中に病気やケガで**長期間就業障害**となった場合、毎月の**返済金相当額（平均返済月額）が保険金として3年を限度に支払われる制度**です。

気になる保険料充当金は

（例）

だんしん

貸付金残高
500万円の場合 → 12,000円／年
（1,000円／月）

*返済による貸付金残高の減少に伴って、保険料充当金は毎年通減します。
*保険料充当金は、毎年3月時点の適用者の年齢構成、適用者の規模、保険金の支払実績等に基づき料率の見直しを行い、加入応答月から変更する場合があります。

債務返済

平均返済月額
1万円の場合 → 1,104円／年
（92円／月）

*保険料充当金は、毎年3月時点の適用者の年齢構成、適用者の規模、保険金の支払実績等に基づき料率の見直しを行い、加入応答月から変更する場合があります。

債務返済支援保険 保険料の誤表記について

本部広報誌「共済 フォーラム」2025年3月号で、令和7年4月からの債務返済支援保険の保険料充当金を貸付金の平均返済月額1万円につき、月額107円とご案内していましたが、正しくは**月額92円**でした。

訂正してお詫びいたします。

なお、当年度すでに保険料充当金をお支払いいただいている方については、正しく計算された金額で徴収しておりますので、ご安心ください。

お申込方法は

募集期間中に加入を希望される場合は、「**団信制度適用申込書**」に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

お申込方法等の詳細に係るお問い合わせ先：公立学校共済組合石川支部 TEL:076-225-1848

●「債務返済支援保険」は、「だんしん」と同時に申し込む必要があります。

●制度内容等の詳細については、当共済組合ホームページでご覧いただけます。

■トップページ▶組合員専用ページログイン▶（貸付事業）団信制度のご案内▶「団信制度適用申込の手引（パンフレット）」はこちら

（組合員専用ページの
ログイン画面へ）

